

紀の体

和歌山市管工事業協同組合



世界文化遺産登録
『紀伊山地の霊場と参詣道』

和歌山の高野山・西南院(伊都郡高野町)

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com

1200年の信仰の歴史をもつ高野山

高野山は、真言密教の根本道場として816年に空海によって開創された。これが高野山金剛峰寺のはじめで、現在もなお117もの寺院が密集した宗教都市となっています。

峻険な山嶺と深遠なる樹叢とが一体となった信仰に関連する文化的景観を形成して、特に空海が「即身成仏」を果たし、今なお生き続けていると信じられている奥の院は、「大師信仰」と相まって今でも多くの人々により墓石の建立が続けられています。(写真は高野山霊場第一番 別格本山 西南院)

目次

商法改正について(その3)	1
役員会報告	3
組合の動き	5
青年部の動き	7
おじゃマンの会社訪問	9
驚きの趣味を探せ!	10
編集後記	11



商法改正について (その3)

紀の州コンサルティング

中小企業診断士 濱田 智司
社会保険労務士

前回は、「新会社法」施行により株式譲渡制限会社となった場合、組織を柔軟に設定できること、コストや手間を軽減できること、そして会計参与の制度を活用できること、などについてお話をいたしました。

今回の第3回目は、株式の発行についての効果的な手法と、新たに会社を設立する際のポイントについてお話ししていきたいと思えます。

「株式発行」の仕方で 企業防衛ができる!?

新会社法においては、株式の発行についても柔軟な制度が取り入れられています。例えば、「譲渡制限株式」を設ける場合には、以前でしたら全ての株式について譲渡制限としなければなりませんでした。今後は一部の株式のみを譲渡制限にし、残りを会社の承認を経ずに譲渡することも可能となります^(*)1)。また会社が、既に発行した自社の株式を自ら取得すること（自己株式の取得方法）も、大幅に緩和されています^(*)2)。

会社にとりまして、今後最も頭を悩ませることが事業承継と相続とにかかわる「株式をどうするか」といった問題です。新会社法では、以下3つの制度により事業承継が機動的に行われるようになっていきます。

- (1) 相続による株主移転を制限
- (2) 議決権制限を拡大し事業承継しない者の発言を制限

- (3) 議決権や配当について株主毎に異なる扱いを行って発言力を制限

(1) 「相続による株主移転を制限」する手法は、最も活用が期待されている制度です。相続などにより、会社にとり好ましくない相手に株式が渡った場合、会社としては憂慮する事態に陥ってしまいます。新会社法では、定款で予め「会社が相続等で移転した譲渡制限株式について売渡請求を行うことができる」と定めておくことで、売渡請求を好ましくない相手に対し請求することができます^(*)3)。

(2) 「議決権制限を拡大し事業承継しない者の発言を制限」する手法は、従来では譲渡制限株式会社において発行済みである株式総数の半分以上までとされていた「議決権制限株式」の発行について、発行限度が無くなるという制度を活用することで可能となります。例えば、3名の者に先代の社長から均等に株式を相続として譲り渡したとしても、事業承継をしない2名に渡す株式を、事前に「議決権制限株式」にすることで、事業承継者の発言力を維持することが可能となります。

- (3) 「議決権や配当について株主毎に異なる扱いを行って発言力を制

限」する手法は、譲渡制限株式会社において、予め定款に定めておくことで、株主ごとに異なる扱いをすることが可能となる制度を活用します^(※1)。例えば、「議決権の行使については、株式の数によるのではなく一人1議決権とする」などと定款で定めておくことで、株式数が多い株主の議決権を抑えることも可能です。

このように株式の発行について十分に研究し、株式の変更など然るべく対処していただくことにより、今後の事業承継という問題にも、以前より格段と対処しやすくなることは確かです。

これ以外に変更された点としては、「定款に株券発行の定めがない限り株式を発行する必要がない」ことや、「様々な種類株式の発行^(※5)」などの制度も新設されています。

※1:但し、この方法には株式譲渡制限会社では認められませんので、前回お話しした有利な組織やコスト削減の手法などは活用できません。

※2:自己株式の取得決議は、臨時株主総会でも可能となるため実行が機動的になっています。また譲渡人を指定しない方法による自己株式の取得も、今回株主総会の決議を条件に認められています。

※3:相続等の事実を知った日から1年以内に、株主総会の特別決議を得て請求が可能となります。

※4:定款でこのような「異なる取扱い」を新設・変更する場合には、株主の権利に大きな影響を及ぼしますので、株主総会の特殊決議（議決権を有する株主の半数以上、かつ当該株主に議決権の $\frac{1}{3}$ 以上の賛成）が必要となります。

※5:様々な種類株式には、上記にある議決権制限株式や譲渡制限株式のほか、取得請求権付株式、(全部)取得条項付株式、株主拒否権付株式などがあります。



新たに会社を設立する際のポイント

新たに分社化して、株式会社を設立したいとお考えの組合員の方もいらっしゃるかと思います。特に新たな事業分野に打って出

る場合には、このような分社化は効果的でしょう。以下、会社設立の手続きは、今までより大幅に簡素化されていますので、ここで簡単にご説明いたします。

- (1) 今まで新たに株式会社を設立する場合には、1,000万円が資本金として必要でしたが、“最低資本金制度”が今般の新会社法では撤廃されました。よって極端な話、1円の資本金でも会社設立が可能となっています(既存の株式会社・有限会社が資本金を減資させることも可能となっています)。
- (2) また会社が設立登記を行う際、今迄でしたら、同一市町村において他人が登記した商号について、同種の営業について登記することが規制されていました。しかし新会社法では、このような規制が廃止され、原則として類似商号の調査にコストをかける必要がなくなりました。加えて登記の際に厳格な記載が必要であった「会社の目的」についても、ある程度緩和されています。
- (3) 会社設立の際には、銀行などが発行する「払込金保管証明」が、以前でしたら必要だったのですが、これが手間とコストがかかるという理由から、「残高証明」で足りるとことに変更されました。

いかがでしたか?株式発行などは、どうしても株主間の利害が対立しがちですので、説明も細かくなってしまい恐縮しております。詳しくは行政書士さんや税理士さんにご相談いただいた上で、検討していただくことをお勧めします。

今回は最終回としまして、合同会社などの制度について、ご説明します。

役員会報告



役員会風景

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成18年6月13日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事12名、監事2名
- 1. 出席役員 理事8名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 才60回通常総会費用の精算について

議長の命により、事務局長から、別紙の資料に基づき、才60回通常総会の費用について提案説明があり、議場に諮ったところ全員異議無く賛成にて可決。

第2号議案 組合職員の給与について

議長の命により事務局長より、本年度予算案等をふまえ、職員の昇給について2%以内とし、具体的な昇給額については、三役に一任する旨提案。全員異議無く賛成にて可決。

第3号議案 総会・理事会議事録作成について

議長の命により、事務局長から会社法の改正に関連して、議事録作成に係る職務を行った理事の選任を行う必要があり、総務担当理事にその任を担当してもらうことを提案、議場に諮ったところ、全員賛成にて可決。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 平成18年度 給水装置工事主任技術者試験について
2. 組合員の代表者変更について
第五工業棟 代表取締役の変更 山田剛弘氏 → 山田敬三氏
3. 電子入札・電子納品講習会の開催について
4. 建設業許可業者数調査の結果について

7月度 定例役員会

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| 1. 開催日時 | 平成18年7月11日(火) | 午後5時30分より |
| 1. 開催場所 | 役員会議室 | |
| 1. 役員定数 | 理事12名、監事2名 | |
| 1. 出席役員 | 理事8名、監事2名 | |

議事の概要は次のとおり

第1号議案 お盆休みの業務体制について

議長の命により、事務局長から、本年度のお盆休みについて、8月14日(明)～8月16日(水)とする旨提案があり、全員異議無く原案どおり可決。

第2号議案 運転資金の借入れについて

議長の命により、事務局長から、共同販売事業の資材価格の値上げ対策として、運転資金の借入れの必要性が生じたため、3,000万円の借入金の承認を提案があり、全員異議なく可決。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 組合員の異動について
自由脱退 紀北水道工業所 代表者 山本米雄
2. 紀州おどり(ぶんだら節)参加について
3. 河川清掃参加について(青年部)
4. 官公需適格組合証明申請(3回目)について

組合の動き

防 災 訓 練



破損水道管の復旧訓練

第42回和歌山市主催の総合防災訓練が、9月3日にせせらぎ運動公園で実施されました。この訓練は、大規模な地震災害に備えるため「災害対策基本法」及び「和歌山市地域防災計画」に基づき、防災関係機関（県内外51機関）と地域住民との緊密な連携のもとに、防災体制の充実強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的とします。私たち組合も和歌山市水道局との間で締結している「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書」に基づくもので、2001年から参加しています。この訓練



訓練参加風景

にあたり日頃より水道管の保全に関わっている、組合員6名がこの訓練に参加致しました。私たちの組合は、和歌山市水道局との合同訓練となります。作業内容は道路に埋設されている水道管が破損し、道路から水が噴き出しているとの想定のもと、漏水箇所を掘削復旧し、仮設給水栓の設置までの訓練に取り組みました。特に重要なライフラインである水道事業に携わる者としての責任と復旧の重要性を感じながら、水道局との合同訓練を、無事やりとげました。

ぶんだら踊り 参加

和歌山市民の夏祭り「紀州おどり」が38回目を迎え、8月5日に開催されました。昨年に続き組合は「ぶんだら踊り」

の部に参加。今年は組合員をはじめ所属従業員の皆様、ご家族、総勢63名の出場となりました。

元気な組合連の 紀州ぶんだら踊り



ぶんだら踊りへの参加は、和歌山市民に私達組合のPRと組合員相互の連帯感の強化を図る事です。

出場するにあたり、踊りの練習は仕事を終えた夕方1度だけでしたが、当組合員(風神組)の北山真奈美さんにご指導をお願いし、丁寧に教えて頂き、準備万端で当日を迎える事ができました。

水の流れる様な、女性のしなやかな踊りを先頭に、青色の半被を羽織った男性の勢いのある踊り、青年部が手掛けた「蛇口付軽トラック山車」を子供達が一生懸命綱を引く姿に、見学者の注目を受け、心を和ませ、また「水もれの発見の仕方」等記載したティッシュを沿道の見学者に配るなど、大勢の方にアピールする事ができました。参加者全員、汗をかきながらも一致団結し、楽しい一時を過ごしました。



踊りが終わった浴衣姿の私達に、海外の観光客の方が「和歌山の思い出に」と一緒に写真をお願いされ、国際交流もできました。ぶんだら踊りの参加の良さを改めて感じました。

「ぶんだら踊り」は和歌山市民のお祭りです。来年の「ぶんだら踊り」には、是非皆様方のより一層のご参加を心よりお待ちしております。

青年部の動き

水道週間（6月1日～7日）

—ペットボトルの水買って飲んでませんか？—



南海和歌山市駅にて

今年も水道週間（6/1～6/7）行事が各地で開催されました。中央行事としては厚生労働省主催による①記念式典（全国水道週間中央行事のオープンセレモニー）②記念イベントとしては、水道事業を再認識していただく機会の提供。等が行なわれました。

組合青年部では例年の行事として中央行事に連動して、水道週間の初日（6月1日）指定水道工事店のPRパンフレット（全管連作成）、ティッシュペーパーの配布を行いました。今年度は従来のJR和歌山駅、南海和歌山市駅、市役所前に加え県庁正面前でも、市民のみなさんに配布しました。ライフラインの一翼を担い地元水道局とともに市民の生活をサポートする所属員企業の存在を広く市民のみなさんにアピールしました。



県庁前にて

紀の川一斉清掃 (河川愛護月間行事)



参加者全員での集合写真

国土交通省主催「紀の川一斉清掃」が、7月23日早朝より実施されました。この催は、毎年7月の河川愛護月間中に行なわれるもので、当組合青年部も継続事業として8年目になります。

当日は、組合からは総勢90人がボランティアとして参加、この事業を始めたころは、青年部のみなさんが中心でしたが、年を追うごとにチビッコも含め、ご家族での参加、事業所単位での参加が増え、青年部事業の中でも大きな事業に成長しています。この「紀の川一斉清掃」には、当組合の他に和歌山市水道局をはじめ、市役所の職員のみなさん、地区自治会、ボーイスカウト等各種団体、企業も参加され大きな事業に発展しています。

また、この事業のもう一つの楽しみであるバーベキュー大会が、清掃終了後開催されました。この事業を通じて、家族を含めた組合員相互の親睦がはかられました。来年も、多数のご参加を期待しています。青年部のみなさんには前日をはじめ、当日早朝よりの準備、又後片付け大変ご苦労様でした。



水道水の源「紀の川」を
みんなできれいに!!



チビッコもがんばってます!



近畿電設工業株式会社
和歌山市松江北7丁目10番28号



吉川 庄 作 社 長

みなさんお元気でしょうか、今回の会社訪問は近畿電設工業株式会社さんにおじゃまいたしましたヨ。
組合事務局のパソコンの先生的な存在で色々教えていただきました吉川社長にインタビューいたしました。

おじゃマン:「きれいな応接間ですね!」

吉川社長:「いやいや、1階の事務所も2階に移して一緒にしたんですよ、社員全員の顔が観られるでしょ、1階は応接と受付に改装したんです。」

1階のきれいな受付に入るとクラシックなBGMが流れていて、設備屋さんとは思えないような雰囲気、TVカメラも設置してあって、BGMもTVカメラもパソコンと連動しているとのことでした。

おじゃマン:「近畿電設さんは電気工事、管工事の両方をされているんですね。」

吉川社長:「そうですね、電気と管で比べると2対1くらいの割合で電気の方がおおいですね、民間と官とでいえば官の方が圧倒的に多いです、最近特に電気の官公庁の仕事が多いです。」

おじゃマン:「国土交通省の入札も入られてるとお聞きしましたが、」

吉川社長:「以前から入札に参加していますね、けど電子入札になってから、仕事は取れてないですね、電子入札は色々な条件があって難しいですね。」

おじゃマン:「そうですね電子入札は難しそうですね。」

会社訪問



おじゃマンの **おじゃマンの**
儲かりまっか!



吉川社長:「うん、2年程前に電子入札のマニュアルなんか自分で造って参加してきましたけど、県や市が電子入札をいれるのであれば、システムをもっと改善してもらわないとダメだと思います。」

おじゃマン:「吉川さんといえば組合ではパソコンの先生ですが、会社でも皆さんパソコンを使っていますか?」

吉川社長:「僕自身、この会社を継ぐ前にサラリーマンを7年程して和歌山で測量士の仕事をしてたんです、そのころからパソコンでプログラムを造って、他の会社より残業無しで何倍もの仕事をこなしていましたからね、ウインドウズなんか無かった時から使っていました、会社は毎年のように何台かづつ入れ替えています、パソコンは補聴器とかと同じで人間の補助器具のようなものだと思いますよ、利用すればするほど便利なものです、僕ら字がへたやったからパソコンが出たときは嬉しかったですね。」

おじゃマン:「今、従業員さんは何名おられますか?」

吉川社長:「事務、営業が6名と現場サイドが11人ですね。」

「まあ事務・現場といってもその人の能力もありますが、できるだけ色々なことを経験してもらうように考えてます、資格なんかも一人で電気工事士であったり管工事士であったり会社のバックアップでその従業員個人の財産として持ってもらおうようにしているんです、だから、この会社は人数の割には技術者数が多いですよ。」

「僕はこの会社に入った時は経理の仕事からしましてね、経理の資格も以前から持っているんです。」
「経営者は現場も知ることもちろん大事ですけど、経理の資格なんかも持つべきだと思いますよ、経理がわかれば、会社の健康管理ができますから。」

記事に書ききれないほど吉川社長とは色々なお話をいたし、また、おじゃマン1号もたいへん勉強させていただきました。サラリーマン、測量事務所の経験があって一言でいうとマルチな方でした。

組合の趣味を探せ!

猟師編



かわいい娘さんと猟犬ラン — 猟師姿の湯川氏 —

聞き人：社長、噂に聞きますとご趣味が大変多いとの事ですが、酒・タバコ・博打・○○○以外にもどんなご趣味がありますか？

湯川社長：私のモットーとしては趣味は浅く広くやな。旅行も好きで結構行ってるかな。組合関係の旅行もほとんど参加してるしな、家族でも行くし、海外も行くで。

聞き人：社長、かなり旅行してるんですね。やっぱり海外は○○方面が多いですか？

湯川社長：仕事の付き合いよ、海外の水道事情も知らんとな。なんでも、仕事、仕事

聞き人：そういえば、ペットに犬を飼っているそうですがどんな犬です？

湯川社長：そうそう、よー聞いてくれた。実は水道屋は飯の姿や本業は猟師や、今年は行けへんけど猟犬よ、セッター言う犬や、鳥撃ち用やな山鳥・キジが多いんやけど嗣にしたらうまいで。



山鳥の刺裂

刺身にもできるし、酒もうまいしな

聞き人：やっぱり、自分でさばくんですね？

湯川社長：あたりまえやんか、裸にすんのは得意中

湯川水道工業所 湯川幸司社長

プロフィール

生年月日 昭和34年5月31日 47歳
 家族 妻(42歳) 子供3人(男18歳・男17歳・女8歳)
 犬(ラン・8歳・メス)

湯川氏は青年部の三代目会長を務め、現在は組合理事をされています。

の得意や。ハッ、ハッ、ハッ

聞き人：それは、うわさでよく聞きます。社長は、○遊びいや、山ごもりが好きなんですか？

湯川社長：そやな、鉄砲のシーズンが終わったら、溪流釣りや、あまご釣りやな それに山菜取りにも行くし、もー始めてから27年目になるな。熊以外は猪に、鹿やろ、ほとんど遭遇しているかな。車に当て逃げされたこともあるし。そや、猪もさばいたことあるで、牡丹なべは最高やな、うまいでー

聞き人：旅行も山も、未知との遭遇？ですね。それでけっこう、遠くのほうまで狩りに出かけるんですか？

湯川社長：いやいや、県内がほとんどや、龍神に花園村それにあまご釣りは野迫川村が主やな。嫁さんと離れるん寂しいやろ。それにかわいい娘もおるし。

聞き人：社長、愛妻家なんですねー、そろそろ、シーズンですけど マツタケなんかも取れますか？

湯川社長：無いことは無いけど やっぱりマツタケは○○産にかぎるな。もー食べ飽きたけど。やっぱり男は狩人よ・

・・・目がランランしてくる湯川社長でした。

編 集 後 記

朝夕、めっきり肌寒く感じるようになりました。政府が発表した、月例経済報告によりますと、景気の持続的回復が確認され、現在の景気拡大期が、「いざなぎ景気」に並んだと発表されました。しかし私達の業界では、景気は良くなってきたと云う実感がありません。

和歌山市水道局との間に締結された、「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」に基づく防災訓練への参加は、5回目を迎えました。毎回、組合員の中から6名ずつ参加を頂いております。このような訓練の積み重ねが、いざと云う時に大いに役立つものと思います。

管工事施工管理技術検定試験、給水装置工事主任技術者試験、配管技能士

(建築配管) 検定試験と続きますが、昨年発表されました和歌山県における職種別技能士数一覧表によりますと、県内で技能士の資格取得者は約19,000名で、その内配管技能士(建築配管)は約1,900名と技能士全体の1割を占めています。過日、今年度の受験申込みがメ切られましたが、予想では県内で約150名は受験されるのではないかと思います。旧配管工の受皿としてより重要視されてくるものと思われれます。

本号より「趣味のコーナー」を設けました。ご披露出来る趣味をお持ちの方は、ぜひ事務局までご一報願います。又エッセー(随筆)も募集していますので、よろしくお願い申し上げます。

編集委員一同

■ 組合だより 紀の体

● 発行  和歌山市管工事業協同組合
理事長 山本昌彦

● 編集 編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12
TEL (073) 436-6801
FAX (073) 436-6804
URL <http://www.w-kankoji.com>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com